第三十七条第一項中「第二十四条の三第一号」を「第二十二条の三第一項第一号及び第二項第一号（役員の給与等）、第二十四条の三第一号」に改め、同条第三項中「の益金又は損金算入」を削り、同項第二号中「第十項第八号」を「第十二項第八号」に改め、第二編第一章の二第一節第一款中同条の前に次の一条を加える。

（定期給与の改定時期等）

第三十六条の五　令第百五十五条（定期給与の改定時期等）の規定により読み替えて適用される令第六十九条第一項第一号イ（定期同額給与の範囲等）に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該連結法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）に規定する定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該連結法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されないと常況にあると認められる場合

二　当該連結法人に特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該連結法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合

2　法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）の連結法人が、同項に規定する個別損金額（法第三十四条第一項（役員給与の損金不算入）に係る部分に限る。）を計算する場合において、前項各号に掲げる場合（連結親法人が法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている場合（同項各号の指定を受けている場合を除く。）に該当するときにおける第二十二条の三第一項（役員の給与等）の規定の適用については、同項中「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び第三十六条の五第一項第一号（定期給与の改定時期等）に規定する定款等の定め又は同項第二号の特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容」とする。

第三十七条の六の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条第一項第四号中「における特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同項第五号中「における特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同項第六号中「特定外国子会社等（同法第六十八条の九十第一項（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入）又は第六十六条の六第一項（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）を「外国関係会社（同法第六十八条の九十第二項第一号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十六条の六第二項第一号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に、「特定外国子会社等を」を「外国関係会社を」に、「第三十九条の百十八第六項又は第七項（特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国法人税が減額された場合の特例）を「第三十九条の百十八第八項又は第九項（外国関係会社の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）に改め、同項第六号中「おける特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同項第七号中「おける特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「特定外国法人（」を「外国関係法人（」に、「特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入」及び「特定外国法人の課税対象金額等の益金算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「特定外国法人を」を「外国関係法人を」に、「第三十九条の百二十の七第四項（外国関係法人」に、「第三十九条の百十八第六項又は第七項」を「第三十九条の百十八第八項又は第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第八十一条の十五第九項に規定する財務省令で定める金額は、個別控除対象外国法人税の額とする。ただし、同条第八項の規定の適用がある場合には、令第百五十五条の三十五第一項に規定する控除後の金額とする。

第三十七条の七の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条第一項第一号中「いう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「同条第三項」を「法第八十一条の十五第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第八十一条の十五第十項に規定する当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　個別繰越控除限度額又は個別繰越控除対象外国法人税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度以後の各連結事業年度（次号において「個別繰越控除限度額等に係る各連結事業年度」という。）の法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額

二　個別繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額（当該個別繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において法第八十一条の十五第八項の規定の適用があつた場合には、令第百五十五条の三十五第一項（連結事業年度において外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

4　法第八十一条の十五第十項に規定する当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　個別繰越控除限度額又は個別繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（次号において「個別繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。）の法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する控除限度額

二　個別繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（当該個別繰越控除限度額等に係る各事業年度において同条第十三項の規定の適用があつた場合には、令第百五十条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

第三十七条の九第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をする法人税の額

第三十七条の九第二項中「別表六の二(二十付表まで)」の下に「、別表七(一)」を加え、「の益金又は損金算入」を削る。

第三十七条の十一第二項中「別表六の二(二十付表まで)」の下に「、別表七(一)」を加え、「の益金又は損金算入」を削る。

第三十七条の十二中「連結確定申告書の添付書類」を「連結確定申告」に改め、同条第六号中「合併」を「組織再編成（合併」に、「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「組織再編成」という」を「現物分配」という。）をいう。次号において同じ」に改め、同条第七号中「被現物分配法人」の下に「その他の株主等」を加え、「負債」を「若しくは負債」に改め、「又は当該組織再編成」の下に「（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）」を加える。

第三十七条の十四中「第八十一条の二十四第一項（」を「第八十一条の二十四第二項（」に改め、「の規定の適用を受ける場合に同条第二項」を削り、「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に改め、同条第四号中「第八十一条の二十四第一項に規定する」を「第八十一条の二十四第一項各号の」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　法第八十一条の二十四第一項各号の指定に係る月数の変更をしようとする場合には、その変更後の月数の期間その提出期限の延長を必要とする理由